

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和7年4月1日現在）

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づき、給料表ごとに、年度当初（令和7年4月1日現在）における、等級等ごとの職員数を公表します。なお、技能労務職員及び企業職員については、この規定は適用されませんが、参考として同様に公表します。

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事、技師、社会福祉士、保育士又は教諭(以下この表において「主事等」という。)の職務	136	18.8	主事	92	187	25.9	係員
				技師	3			
				教諭	15			
				保育士	7			
				学芸員	2			
				社会福祉士	2			
				教諭（任期付）	13			
				保育士（任期付）	2			
				計	136			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事等の職務	51	7.1	主事	37			
				技師	1			
				教諭	8			
				保育士	4			
				社会福祉士	1			
				計	51			
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	176	24.4	係長	1	176	24.4	係長級
				主査	111			
				技術主査	2			
				保育士	32			
				学芸員	1			
				社会福祉士	2			
				主査（再任用）	20			
				技術主査（再任用）	6			
技術主査（看護師）（再任用）	1							
				計	176			
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	151	20.9	主幹	127			
				技術主幹	11			
				保育士	12			
				社会福祉士	1			
				計	151			
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	97	13.4	課長補佐	55	248	34.3	課長補佐級
				センター長補佐	5			
				館長補佐	1			
				事務局長補佐	6			
				事務長	3			
				室長補佐	1			
				主幹	7			
				技術主幹	1			
				副園長	10			
				副所長	8			
				計	97			
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	76	10.5	課長	40	76	10.5	課長級
				センター長	5			
				館長	3			
				事務局長	2			
				室長	1			
				園長	4			
				所長	11			
				施設長	1			
				センター所長	2			
				副参事	4			
技術副参事	3							
				計	76			
7級	次長若しくは総合支所長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	24	3.3	総合支所長	10	24	3.3	次長級
				次長	11			
				次長（学校教育担当）	1			
				事務局長	1			
				参事	1			
				計	24			

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
8級	部長若しくは会計管理者の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもとして市長が規則で定める職の職務	11	1.5	部長	7	11	1.5	部長級
				会計管理者	1			
				局長	1			
				事務局長	2			
				計	11			
合計		722	100					

※再任用職員及び任期付職員を含む

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

労務職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師等の職務	0	0.0			3	25.0	技師等
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技師等の職務	0	0.0					
				計	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技師等の職務	3	25.0	業務員（再任用）	2	9	75.0	主任技師等
				運転業務員（再任用）	1			
				計	3			
4級	主任技師等の職務	9	75.0	主任運転技術員	4	9	75.0	主任技師等
				主任機械操作員	1			
				主任業務員	2			
				主任調理員	2			
				計	9			
	合計	12	100					

※再任用職員を含む

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

消防職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	消防士又は消防副士長の職務	31	19.4	消防士	14	68	42.5	係員
				消防副士長	17			
				計	31			
2級	1 消防士長の職務 2 高度な知識又は経験を必要とする業務を処理する消防副士長の職務	37	23.1	主事	2	68	42.5	係員
				消防士長	35			
				計	37			
3級	消防司令補の行う職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	60	37.5	係長	16	60	37.5	係長級
				主査	41			
				主査（再任用）	3			
				計	60			
4級	相当困難な業務を処理する消防司令の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	7	4.4	主幹	7	13	8.1	課長補佐級
5級	困難な業務を処理する消防司令の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	6	3.8	課長補佐	3	13	8.1	課長補佐級
				主幹	3			
				計	6			
6級	1 消防司令長の職務 2 特に困難な業務を処理する消防司令の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	16	10.0	課長	3	16	10.0	課長級
				所長	2			
				副参事	4			
				副参事（当務統括）	4			
				副署長	1			
				分署長	2			
				計	16			
7級	困難な業務を処理する消防司令長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	2	1.3	次長	1	2	1.3	次長級
				署長	1			
				計	2			
8級	消防監の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務	1	0.6	消防長	1	1	0.6	部長級
合計		160	100					

※再任用職員を含む

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

医療職給料表（一）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階			
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階	
1級	医療業務を行う医員の職務	0	0.0			0	0	0.0	-
				計		0			
2級	1 副医長の職務 2 相当高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員の職務	9	23.1	循環器内科医員 小児科副医長 整形外科医員 内科医員 内科副医長	1 1 1 2 4	9	9	23.1	-
				計		9			
3級	1 診療部長又は診療所長の職務 2 科部長又はセンター長の職務 3 医長の職務 4 高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員の職務	24	61.5	外科医長 外科部長 感染制御センター長 循環器内科医長 循環器内科部長 整形外科医長 内科医長 放射線科医長 皮膚科部長 麻酔科部長 整形外科部長 診療部長	3 2 1 2 1 1 8 1 1 1 2 1	24	24	61.5	-
				計		24			
4級	1 副院長の職務 2 困難な業務を処理する診療所長の職務 3 極めて高度の知識経験に基づき困難な医療業務を行う医員の職務	3	7.7	呼吸器内科部長 副院長	1 2	3	3	7.7	-
				計		3			
5級	院長の職務	3	7.7	院長	3	3	3	7.7	-
				計		3			
	合計	39	100						

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

医療職給料表（二）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 栄養士の職務 2 診療放射線技師の職務 3 臨床検査技師の職務 4 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の職務 5 臨床工学技士又は視能訓練士の職務 6 歯科衛生士の職務	5	4.4	言語聴覚士	1	5	4.4	-
				作業療法士	1			
				歯科衛生士	1			
				理学療法士	1			
				臨床検査技師	1			
				計	5			
				計	5			
2級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、視能訓練士又は歯科衛生士の職務	58	51.3	栄養士	11	58	51.3	-
				言語聴覚士	2			
				作業療法士	4			
				歯科衛生士	1			
				診療放射線技師	8			
				薬剤師	10			
				理学療法士	13			
				臨床検査技師	8			
				臨床工学技士	1			
				計	58			
3級	1 主任薬剤師の職務又はこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務 2 主任技師の職務又はこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	32	28.3	栄養士	1	32	28.3	-
				主任栄養士	7			
				主任言語聴覚士	1			
				主任作業療法士	3			
				主任視能訓練士	1			
				主任診療放射線技師	4			
				主任薬剤師	1			
				主任理学療法士	1			
				主任臨床検査技師	5			
				主任臨床工学技士	2			
				作業療法士	1			
				診療放射線技師	1			
				理学療法士	1			
				臨床検査技師	1			
主任診療放射線技師（再任用）	1							
主任理学療法士（再任用）	1							
計	32							
4級	1 薬剤部の副薬剤部科長の職務又はこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務 2 副技師長、技術副参事の職務又はこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	9	8.0	副参事	1	9	8.0	-
				副診療放射線技師長	2			
				副臨床検査技師長	2			
				副薬剤部長	1			
				副技師長	3			
計	9							
5級	1 薬剤部の長の職務又は困難な業務を行う副薬剤部科長の職務 2 技師長の職務又はこれと同程度のものとして市長が規則で定める職務	4	3.5	栄養管理室長	1	4	3.5	-
				薬剤科長	1			
				臨床検査技師長	1			
				技師長	1			
計	4							
6級	1 困難な業務を行う薬剤部の長の職務 2 困難な業務を行う技師長の職務	5	4.4	技師長	1	5	4.4	-
				診療放射線技師長	2			
				薬剤部長	1			
				臨床検査技師長	1			
計	5							
合計		113	100					

※再任用職員を含む

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

医療職給料表（三）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	准看護師の職務	0	0.0			0	0.0	-
				計	0			
2級	1 看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）の職務 2 困難な業務を行う准看護師の職務	141	50.4	看護師	127	141	50.4	-
				准看護師	1			
				保健師	12			
				准看護師（再任用）	1			
				計	141			
3級	1 係長の職務又は主任保健師、副看護師長の職務 2 相当困難な業務を行う看護師等の職務	113	40.4	こども家庭係長	1	113	40.4	-
				看護師	56			
				主任看護師	1			
				主任保健師	9			
				地域保健係長	4			
				副看護師長	31			
				保健指導係長	1			
				看護師（再任用）	10			
				計	113			
4級	1 看護師長の職務 2 室長の職務 3 困難な業務を処理する主任保健師又は副看護師長の職務 4 困難な業務を行う看護師等の職務	18	6.4	看護師長	11	18	6.4	-
				看護師	1			
				保健推進室長	5			
				地域保健係長	1			
				計	18			
5級	1 総看護師長又は副総看護師長の職務 2 副看護部長の職務 3 看護専門監の職務 4 困難な業務を処理する看護師長の職務	7	2.5	総看護師長	2	7	2.5	-
				副看護部長	2			
				副総看護師長	2			
				看護専門監（再任用）	1			
				計	7			
6級	1 看護部長の職務 2 困難な業務を処理する看護専門監の職務	1	0.4	看護部長	1	1	0.4	-
				計	1			
	合計	280	100					

※再任用職員を含む

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

企業職給料表（一）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事又は技師(以下この表において「主事等」という。)の職務	10	30.3	主事	8	14	42.4	係員
				技師	2			
				計	10			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を処理する主事等の職務	4	12.1	主事	4			
				計	4			
3級	1 係長の職務 2 主任主査の職務 3 主査の職務 4 特定の分野において相当高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を処理する職務	3	9.1	主査	3	3	9.1	係長級
				計	3			
4級	主幹又は技術主幹の職務	10	30.3	主幹	6	12	36.4	課長補佐級
				技術主幹	4			
				計	10			
5級	課長補佐の職務又はこれに相当する職務	2	6.1	課長補佐	2			
				計	2			
6級	1 課長の職務又はこれに相当する職務 2 副参事又は技術副参事の職務	2	6.1	課長	2	2	6.1	課長級
				計	2			
7級	1 次長の職務又はこれに相当する職務 2 参事又は技術参事の職務	1	3.0	次長	1	1	3.0	次長級
				計	1			
8級	1 部長の職務 2 理事の職務	1	3.0	部長	1	1	3.0	部長級
				計	1			
合計		33	100					

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります

企業職給料表（二）

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技術員又は業務員(以下この表において「技術員等」という。)の職務	0	-			0		
				計	0			
2級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員等の職務	0	-			0	-	技師等
				計	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする業務を行う技術員等の職務	0	-			0		
				計	0			
4級	主任技術員等の職務	0	-			0	-	主任技師等
				計	0			
合計		0	0					

※「等級」ごと又は「段階」ごとの値の小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります